

経営革新計画の承認に係る審査基準

中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)

(経営革新計画の承認)

第四条

第1項 (省略)

第2項 経営革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 経営革新の目標
- 二 経営革新による経営の向上の程度を示す指標
- 三 経営革新の内容及び実施時期
- 四 経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

第3項 行政庁は、第1項の承認申請があった場合において、当該申請に係る経営革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その承認をするものとする。

- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が経営革新指針に照らして適切なものであること。
- 二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が経営革新を確実に遂行するために適切なものであること。
- 三 前項第五号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

中小企業の経営革新に関する指針

平成11年7月15日

中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)第3条第1項の規定に基づき、中小企業の経営革新に関する指針を次のように定めたので、同第4項の規定に基づき公表する。

1. 経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新に関する事項

本法において「経営革新」とは、「中小企業者が、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義されている。

現在、我が国においては、産業の大半を占める中小企業自らの積極的な経営革新により、日本経済全体の活力ある発展を牽引していくことが期待されている。同時に、消費者ニーズの多様化、価格競争の激化、情報化、国際化の進展の中、消費者のニーズにあった新商

品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供等による経営革新は、個々の企業にとって非常に重要なものとなっている。更に、生産方式又はサービスの提供方法の開発等の経営革新も重要性を増している。このような状況の下、本法は、中小企業における経営革新を支援するものである。

経営革新は、業種を問わず重要なものであり、本法においては、全業種を支援対象としている。その際、今日的な経営課題に対応するためには、商品開発、販路開拓、人材育成等のソフトな経営資源に対する投資も、設備投資とともに、その重要性が高まっている。国としては、現実的かつ焦点を絞った実効性の高い経営革新を自らのイニシアティブで真摯に取り組む中小企業に対して政策資源を重点配分する。また、中小企業が、異業種を含め他の中小企業、組合、大企業、大学、国・地方の研究機関等との連携等外部経営資源を有効に活用し、自社の強みをのばし、足らざる部分を補い、実現可能な経営革新を追求することが、非常に有効であることから、多様な形態の取組を支援対象とする。更に、組合等が組合員の事業に反映する新たな生産方式の開発等を行ったり、その成果を組合員に対して導入することなどの積極的な役割を果たすことも重要である。

2. 経営革新の内容に関する事項

国や都道府県の支援の対象となる経営革新は、新たな取組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものとし、概ね、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動の4種類に分類される。このような「新たな取組み」については、多様なものが存在するが、「新たな取組み」とは、個々の中小企業者にとって新たなものであれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として支援する。ただし、業種毎に同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術の導入状況を判断し、それについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外とする。

また、一部の業種においては、設備の高機能化や共同化が依然として大きな経営課題となっており、これらの業種においては、設備の高機能化や共同化によって新たな生産方式を導入し、生産やサービス供給効率を向上するための取組も支援の対象とする。

更に、事業活動全体の活性化に大きく資する生産や在庫管理のほか、労務や財務管理等経営管理の向上のための取組についても、広い意味での商品の新たな生産方式、あるいは役務の新たな提供方式等として支援の対象とする。

3. 経営革新の実施方法に関する事項

国や都道府県が支援する経営革新は、定量的な経営目標を定め、中小企業者が、自主的に、それに向かって邁進していく取組である。その際、各企業の利益や、売上高、生産量ではなく、企業活動の全体像を把握し、企業が生み出した価値を総合的に判断するため、売上から外部から調達した原材料費等を除いた概念である付加価値額を支援の判断にあたっての指標として用いる。付加価値額の算出にあたっては、計画期間内の企業の経営内容を把握する観点から、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を使用する。

経営革新の内容によっては、新製品の開発等の付加価値額の拡大が見られる場合と、新生産方式の導入等の効率性（例えば1人当たりの付加価値額）の向上が見られる場合が存在する。したがって、経営革新の効果を測る指標としては、中小企業者が、これらの2種類のいずれかを選択できるものとする。

また、政策的支援を行うことが適当であると認められるためには、「経営の相当程度の向上」を図る必要があり、経営革新計画の経営目標としては、上記いずれかの指標について、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの目標伸び率が15%以上のものを求める。ただし、計画期間は3年間ないし5年間とし、3年間の場合は9%以上の目標を、4年間の場合は12%以上の目標を求める。グループによる申請については、グループ全体としての経営指標あるいは参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができるものとする。

5年間で15%以上の経営目標としたのは、近時の中堅企業の付加価値額あるいは一人当たりの付加価値額の伸び率が5年間で15%を上回る企業の割合が、全体の約3割から4割程度となっており、経営革新に取り組む中小企業者においては、平均以上の目標値を経営目標とすべきである点を考慮したものである。目標とする基準は、今後、法施行後の運用の状況や景気の動向を勘案し、必要に応じて見直す。

4. その他経営革新の実施に当たって配慮すべき事項

(1) 計画進捗状況についての調査

国や都道府県は、経営革新計画の進捗状況を調査し、把握するものとする。具体的には、事業内容に応じた補助的指標を含め、経営の向上に係る指標の達成状況及び計画の実施状況を調査する。また、事業者が、定期的に経営革新計画の進捗状況を自ら把握することを推奨し、国や都道府県は計画進捗状況の調査時に、事業者の行った自己評価の実施状況も併せて把握する。

国や都道府県は、計画進捗状況の調査結果に応じて、事業内容や経営計画等の変更・調整や、場合によっては事業の目標、経営の向上に係る指標そのものの見直しについての助言を行う。補助金の交付等の支援措置を講じる際には、計画の進捗状況の調査結果を勘案して行うこととする。また、単に経営の向上に関する数値目標が達成されていないことを理由にして、計画の取消しを行わない。

(2) 外部専門家の活用

経営革新計画の承認においては、その事業内容、経営目標が、適切か否かを判断するにあたって、必要に応じて中小企業診断士、会計士等、外部の専門家の知見を活用する。また、計画実施状況調査の実施、その後の事業者に対する指導、助言についても、必要に応じ、このような外部専門家の知見を活用する。

(3) 政策評価・公表の充実

支援措置の有効活用を図るために、定期的に法律を含めた制度について評価を行い、その結果を公表し、中小企業関係者をはじめ広く国民の意見を聴取した上、国や都道府県の支援が最大の効果を得られるように、必要に応じて制度を見直す。